

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前				改正後			
<p>国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(前略) (入試手当) 第33条の2 入試手当は、入試業務に従事する別表第11に掲げる教職員に対し、その区分に応じた手当額を支給する。 (後略) 別表第11 (第33条の2関係)</p>				<p>(入試手当) 第33条の2 (同左) 別表第11 (第33条の2関係)</p>			
試験	業務	業務内容	手当額	試験	業務	業務内容	手当額
(略)				(同左)			
個別学力検査	試験実施責任者	個別学力検査の実施を総括する教員	年度当たり 250,000円	個別学力検査			
(略)				(同左)			
	出題採点主任・副主任	問題及び解答の作成及び校正並びに答案採点の責任者として京都大学入学試験委員会が認めた教員	年度当たり 200,000円			(同左)	
(略)				(同左)			
(略)				(同左)			
				<p>1 個別学力検査において試験実施責任者を務める教員が、同学力検査の追試験においても試験実施責任者を務める場合は、手当額に100,000円を加算する。</p> <p>2 個別学力検査において出題採点主任・副主任を務める教員が、同学力検査の追試験においても出題採点主任・副主任を務める場合は、手当額に100,000円を加算する。</p> <p>附則 この規程は、令和3年11月24日から施行する。</p>			